破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第２６号
宮城県気仙沼市本吉町猪の鼻138番地５
債務者　小山　貴央
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２８年（フ）第２９９号
金沢市高柳町２の13番地１　アベニューヒルズＫ503号
債務者　岩﨑　麻希
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１３号
金沢市西念３丁目13番１号　アンプルール24　303号、従前の住所金沢市彦三町２丁目６番13号
債務者　田中　由紀
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１９号
石川県野々市市横宮町８番11号　グランディール205号、従前の住所金沢市南御所町105番地
債務者　稲葉　伸剛
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３２２号
金沢市近岡町18番地１
債務者　吉田　　豊
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３４２号
金沢市木越町タ125番地、従前の住所金沢市鈴見台３丁目11番９号
債務者　鯉野　野麦
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９号
三重県津市白山町三ヶ野316番地２
債務者　石井　秀美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５１３号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目15番地の２　ウインディア武庫川202号、申立時の住所兵庫県尼崎市道意町６丁目２番地の26　ファミール武庫川東1214号
債務者　小薗　義弘
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６８３号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目１番２―109号、前住所兵庫県尼崎市稲葉元町１丁目７番８号
債務者　黒岩　春美
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０号
兵庫県尼崎市上坂部２丁目２番３号　第５キャスル303号、前住所兵庫県尼崎市大庄北４丁目３番１―707号
債務者　畠山　　勉
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目13番７号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘５丁目19番32―402号
債務者　井上つかさ
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２４号
兵庫県芦屋市楠町15番５―409号
債務者　山本ユミ子
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県洲本市小路谷1151番地１　ホテルニューアワジ社宅10号棟106号室、申立時の住所兵庫県洲本市小路谷1053番地15　123号室
債務者　橋野　宏継
1　決定年月日時　平成29年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２１号
鳥取県鳥取市卯垣４丁目479番地
債務者　山田　翔太
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５６号
鳥取県境港市米川町117番地　コーポなぎら101
債務者　山本　明美
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第９９号
広島県三原市本郷南５丁目17番16号
債務者　谷口　　学
1　決定年月日時　平成29年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
広島地方裁判所尾道支部